

令和5（2023）年2月1日

第47号

公益社団法人佐渡法人会

佐渡市千種50-5
TEL(F兼)0259-63-4234

佐渡 法人会だより



佐渡を世界遺産に

もっとうい社会であるために



【新春特別講演会】

1月27日八幡館にて、佐渡税務署長の紺野一浩氏による新春特別講演会を開催しました。「～年始め税務署長のひとりごと～」と題してご講演をいただきました。

法人会

消費税期限内納付

推進運動

目次

- 2 年頭のご挨拶 高野宏介 佐渡法人会長／
新年のご挨拶 紺野一浩 佐渡税務署長
- 3 税制改正に関する提言書を
市長・議長へ提出
- 4 青年部会活動報告
「消費税の期限納付を忘れずに。」インボイス制度
- 5 女性部会活動報告
- 6 福利厚生制度推進推進連絡協議会
福利厚生制度推進表彰・優良経理担当者表彰
- 7 「e-TAX
納税にはダイレクト納付が便利です！」

<http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/sado/>

佐渡法人会

検索



年頭のご挨拶

公益社団法人 佐渡法人会 会長 高野 宏介



新年明けましておめでとうございます。令和五年の年頭に当たり謹んで新年のご挨拶を

申し上げます。

会員の皆様におかれましては、つつがなく新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。旧年におきましては、佐渡島内に於いて突風、風雪害と立て続けに災害が発生しました。この場をお借りしまして被害に会われた方々にはお見舞い申し上げます。

さて、長期化の様相を見せるロシア・ウクライナ紛争、予想を上回る円安やこれらに起因するエネルギー高騰、相次ぐ物価上昇は私たちの企業活動や生活を圧迫し続けております。しかしながら今まで我々の企業活動を長期に渡って阻んできた新型コロナウイルスもワクチン接種による抗体獲得や治療薬の出現、私たちの生活の対応により、徐々にではありますが致命的な病では無くなつてまいりました。

佐渡法人会におきましても、会員の皆様の健康を最重要事項と捉えることは勿論ですが、様子を見ながら法人会活動を旧来の形に戻していこうと考えておりますので、会員の皆様には是非ご協力を賜りたいと思っております。

令和五年の活動につきましては、昨年引き続き税のオピニオンリーダーとしての立場を堅持し、佐渡市長への税制改正提言、税

制資料や「ほうじん」佐渡法人会だより」の送付、ホームページによる情報発信を行って参ります。特に今年はいよいよ「インボイス制度」導入元年となります。会員の皆様の中にも影響を受ける業種が多々あるかと思えますので、今一度混乱を招かぬよう周知徹底をいたします。

なお、このような社会環境の中、年々続く会員減少の歯止め並びに再拡大は急務であります。法人会の基本理念「会員の自己啓発の支援」「納税意識の向上」「企業経営および社会の健全な発展に貢献」に立ち返り、より公益性の高い活動を積極的にすすめる、内外ともに法人会の重要性をアピールして参りますと共に、会員の皆様からも是非ともご紹介を賜りたいと思っております。

また、今後の法人会活動を続けていく上でも、裾野である若年層に対して税の基礎知識教育は必須と考えています。青少年への税の理解を深めて頂くべく租税教育につきましても、青年部会・女性部会とともに一丸となつて取り組んで参ります。

佐渡法人会は、本年も会員企業の発展に繋がる情報やサービスの提供と、地域社会の健全な発展に役立つべく幅広く活動いたしてまいりますので、会員の皆様方の更なるご協力をお願い申し上げます。

結びに、会員の皆様の益々のご繁栄とご健勝を祈念申し上げます、新年のご挨拶とさせていただきます。

年頭のご挨拶

佐渡税務署長 紺野 一浩



令和五年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

公益社団法人佐渡法人会の皆様方におかれましては、健やかに新年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。旧年中は、高野会長をはじめ役員並びに会員の皆様方には、税務行政全般にわたり深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、「税のオピニオンリーダー」として、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体」との理念のもと、各説明会や租税教室等の租税啓蒙活動など様々な活動に意欲的に取り組まれ、地域社会及び会員企業の健全な発展に多大な貢献をされております。私どもといたしましても、公益社団法人としての事業活動がより一層充実したものとなりますよう、皆様方との連携・協調を深めて参りたいと考えております。

さて、税務行政を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、生活や経済活動に大きな影響を受けたほか、経済活動のデジタル化や国際化の進展により急速に変化しております。このような変化や進展等を踏まえ、

「納税者の利便性の向上」を図るために「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション」に取り組んでおり、あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会を目指し、「キャッシュレス納付」や「納税証明書のオンライン請求」などの利用を勧めております。

なお、インボイス制度については、本年十月から開始されます。インボイス制度への対応が必要となる事業者の皆様におかれましては、e-Taxによる早期の登録申請をお願いいたします。

また、間もなく令和四年分の所得税・消費税等の確定申告が始まります。申告会場は、感染症の感染防止について適切な対策を講じておりますが、是非この機会に、マイナンバーカード方式による「スマホ申告」をはじめとした、自宅からのe-Taxをご利用くださいませう重ねてお願いいたします。

結びに、本年が公益社団法人佐渡法人会会員の皆様方にとりまして幸多き年となりますよう祈念申し上げます、新年のご挨拶とさせていただきます。



令和5年度 税制改正に関する提言 【要望項目】

《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて
2. 社会保障制度に対する基本的考え方
3. 行政改革の徹底
4. マイナンバー制度について
5. 今後の税制改革のあり方

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 中小企業の活性化に資する税制措置
2. 事業継承税制の拡充
3. 消費税への対応

III. 地方のあり方

IV. 震災復興等

V. その他

1. 納税環境の整備
2. 環境問題に対する税制上の対応
3. 租税教育の充実

《税目別の具体的課題》

◆法人税関係

1. 役員給与の損金算入の拡充
 - (1)役員給与は損金算入とすべき
 - (2)同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき

◆所得税関係

1. 所得税のあり方
 - (1)基幹税としての財源調達機能の回復
 - (2)各種控除制度の見直し
 - (3)個人住民税の均等割
2. 少子化対策

◆相続税・贈与税関係

1. 現在政府等において、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税することが検討されているが、制度を見直すにあたっては、税負担が今以上に重くならない仕組みとすべきである。
 - (1)贈与税の基礎控除を引き上げる。
 - (2)相続時精算課税制度の特別控除額(2,500万円)を引き上げる。
2. 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。

◆地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し
 - (1)商業地等の宅地を評価するにあたっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
 - (2)家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
 - (3)償却資産については、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産(30万円)にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とする。また、将来的には廃止を含め抜本的に見直すべきである。
 - (4)固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
 - (5)国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から一元化すべきである。
2. 事業所税の廃止
3. 超過課税
4. 法定外目的税

◆その他

1. 配当に対する二重課税の見直し
2. 森林環境税
3. 電子申告



市長へ要望書提出

12月13日、「令和5年度税制改正に関する提言」実現に向けて高野会長、本間・岩井両副会長、高野総務税制委員長が渡辺竜五市長と面会して提言書を手渡しました。また、近藤市議会議長に対し提言書を送付しました。

令和5年度
税制改正
スローガン

- ポストコロナの経済再生と財政健全化を目指し、税財政改革の実現を！
- 適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立を！
- 厳しい経済環境を踏まえ、中小企業の活性化に資する税制を！
- 中小企業にとって事業承継は重要な課題。本格的な事業承継税制の創設を！

青年部会活動報告

【県連青年部会合同セミナーの開催】

第38回目となる青年部会合同セミナーが10月5日にあいぽーと佐渡・ホテル志い屋を会場に盛大に開催されました。

このセミナーはここ2年間、新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、開催を見送ってきており、待ちに待った開催となりました。

記念講演会では、「グローバル時代こそ“ここにしかない”魅力を磨こう」をテーマに尾畑酒造株式会社尾畑留美子氏より講和を賜り、交流懇親会では加茂歌代鬼太鼓組より鬼太鼓を披露していただきました。

県内の青年部会員約60名が参加。当部会員がそれぞれ担当をこなし、関係者のご協力をいただきながら盛会裏に終えることができました。また、佐渡を存分にアピールできる場となりました。



消費税には申告・納付期限^(※1)があります。



申告・納付にはe-Taxが利用できます。

個人事業者の方は振替納税も利用できます。



消費税の期限内納付を忘れずに。

期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします!^(※4)

国税を一時に納付することが困難な場合には、申請により猶予が認められることがありますので、納税が困難な方は、お早めに所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。

国税庁 消費税



- ◆ 消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
- ◆ 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^(※2)。
- ◆ 期限を過ぎると延滞税がかかる場合があります。
- ◆ 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の確定消費税額 ^(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回 (確定申告1回、中間申告11回)
400万円超 4,800万円以下	年4回 (確定申告1回、中間申告3回)
48万円超 400万円以下	年2回 (確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回 ^(※5) (確定申告1回、中間申告不要)



※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
 ※2 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。
 ※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。
 ※4 納税資金の積立てには、ダイレクト納付による予納が便利です。利用にあたっては、事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
 ※5 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。